

鳥取市の取り組みについて

(中山間地域振興課)

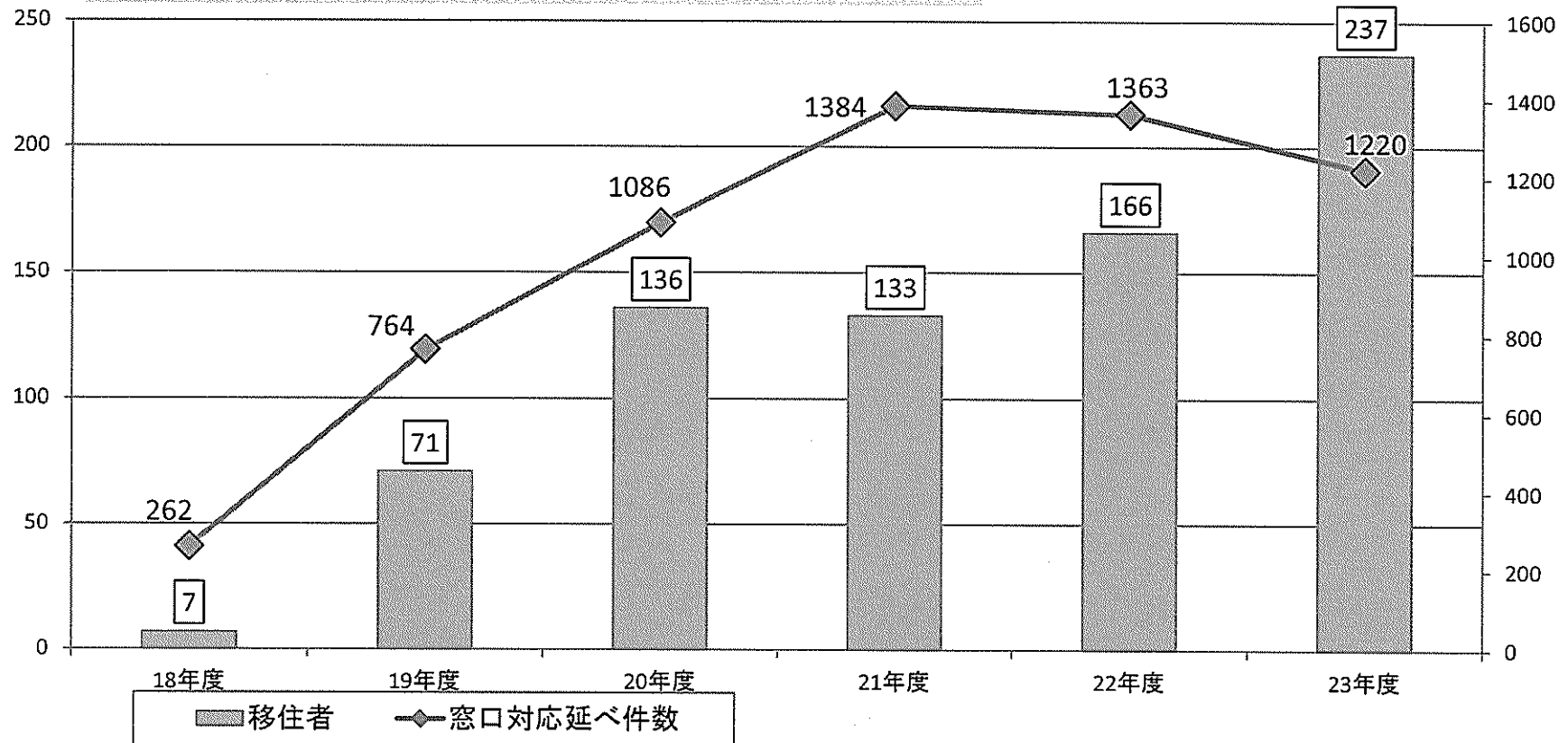
テーマ	移住定住促進の取り組みについて
<p>鳥取市の取り組み状況 (現状)</p>	<p>本市では、平成18年9月に「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を開設し、若者や団塊の世代を中心に移住定住(UJIターン)の促進に積極的に取り組んでいます。平成24年12月末現在、407世帯895人が移住定住されています。</p> <p>この度、本市の移住定住推進の積極的な取り組みが評価され、いなか暮らしに関心のある人のための専門誌である「(株)宝島社 いなか暮らしの本2月号(平成24年12月29日発行)」の「日本住みたい田舎ベストランキング」総合ランキングで第2位に選ばれました。</p> <p>本市の主な取り組みは以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専任相談員の配置事業 2 お試し定住体験事業 3 UJIターン住宅支援事業 4 UJIターン希望者無料職業紹介 5 とっとりふるさと就農舎 6 UJIターン者受入自治会等支援事業 7 鳥取ふるさとUI(友愛)会 8 UJIターン若者就職奨励金交付事業【新規事業】
<p>今後の方針等</p>	<p>本事業は、上述したとおり「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を平成18年9月1日に開設して以来、平成24年12月末までに895人が移住定住するなど大きな成果を着実に上げています。</p> <p>しかしながら、今後、さらなる人口減少が予想されます。地域にとっての人口は、その地域が将来にわたって賑わいを持ち、継続して発展を続けていくとともに、住民が安定した生活を営むための大きな要因です。人口の減少が進むと、産業の担い手不足や伝統文化の衰退など地域コミュニティ力の低下、また、様々な分野における需要の縮小による産業活動の衰退など地域の活気がなくなっていくことが懸念されます。</p> <p>今後、これまでの事業内容を改めて総括・精査するとともに、新たな施策の導入や業務委託の可能性について検討するなど、より総合的・一元的かつ専門的にサービスを提供することで、これまで以上の移住定住者の確保、人口の増加を図っていきます。</p>

移住者数の推移

平成18年9月より
「定住促進・Uターン相談支援窓口」開設

平成24年12月末現在
407世帯895名が移住

30



主な取り組み

1. 専任相談員の配置事業

各種情報の収集・発信機能を強化するとともに、相談者へのきめ細かで親身になった対応をしていくため、平成18年12月から「定住促進・Uターン専任相談員」を1名配置。その後、増員し、現在3名体制としている。

さらに、平成24年12月から首都圏・関西圏にそれぞれ1名ずつの相談員を配置し、大都市圏において、新たに開発が進む中山間地域物産の宣伝・販路開拓並びに若者の鳥取市への就職・定住を強力に支援している。

2. お試し定住体験事業

●“週末はとっとり暮らし”お試し起業・創業体験モデル事業

伝統工芸や、県内産の食材を活かした飲食店業等、本市の特色を活かした起業・創業に興味のある県外在住者を対象に、本市に滞在しながら体験研修を受ける機会を提供し、本市への移住定住の促進を図る。

●鳥取暮らし体験ツアー事業

都会で暮らしている田舎暮らしやスローライフに関心のある方に、鳥取でできる体験や移住者と地元住民との交流を通じて鳥取に縁を感じていただき、本市への二地域居住や移住定住を促進することを目的とする。

3. UJIターン住宅支援事業

移住する目的で市内に住宅を購入、建築又は改修する者に、200万円を限度として補助。国の「社会資本整備総合交付金」を活用。

主な取り組み

4. UJIターン希望者無料職業紹介

本市の無料職業紹介所に雇用アドバイザーを配置し、U J I ターン希望者に求人情報を提供するとともに、就職相談を実施。

5. とっとりふるさと就農舎

農業を志す若者に対し、栽培から販売まで2年コースの実践的研修を行い、鳥取市への就農移住を支援。

6. UJIターン者受入自治会等支援事業

空き家の登録から自治会への溶け込みまで、U J I ターン者を積極的に受け入れようとする自治会と空き家の提供者に、U J I ターン者の入居後にそれぞれ3万円を交付。

7. 鳥取ふるさとUI(友愛)会

「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を通じて本市に定住した方々が中心となって設立。鳥取市、鳥取県へ移住定住（二地域居住を含む）された方が、楽しく、有意義で、快適な生活ができるよう、移住者の交流やネットワークづくりに取り組んでいる。

8. U J I ターン若者就職奨励金【新規事業】

若者の本市への就職・定住を奨励することで、本市内の企業が求める優秀な人材の確保及び「鳥取力」を高める人づくり・地域づくりを強力に推進することを目的として交付する。

鳥取市 UJI ターン若者就職奨励金

若者よ帰ってきんさい鳥取市

どんな制度なの？

鳥取市に移住して、鳥取市内の企業に就職された方に奨励金を交付する制度です。
(一定の条件あり)

いくらもらえるの？

対象者1人あたり10万円交付します。また、配偶者またはその他扶養親族と一緒に移住された場合は、それぞれ1人あたり5万円を加算します。(ただし、同一の世帯に交付する額は20万円が上限です。)

どうしたらもらえるの？

下記の条件をすべて満たす方が奨励金交付の対象者となります。

- 県外に1年以上居住していた者で平成24年4月1日以降に鳥取市に移住した者
(県外大学に在学していた者を含む)
- 平成24年10月1日以降に、鳥取市の登録企業に継続的な形態で雇用された者
(雇用契約期間は1年以上とします)、または、鳥取市において起業した者
- 上記企業に採用されてから6か月間鳥取市に定住し継続的な形態で雇用された者、
若しくは起業後6か月間鳥取市に定住し、かつ継続して事業を営む者
- 採用時、または、起業時の年齢が満40歳未満の者
- 本奨励金交付申請日より5年以上、鳥取市から転出しない意思を示した者

「鳥取市の登録企業」ってなに？

下記の条件をすべて満たし、申請に基づいて鳥取市が登録認定をした企業です。登録企業は鳥取市公式ホームページで確認できます(下記問い合わせ先でも照会できます)。

- 鳥取市内に本店若しくは支店を有する企業
- 平成24年度～26年度までの間に、雇用者を県外から求める企業
- 採用に意欲のある企業で、鳥取市がマッチングを行う上で各種情報提供に協力する企業

お問い合わせ

○奨励金の申請・受給について
鳥取市 企画推進部 中山間地域振興課
☎0857-20-3184
E-mail : chiikishinko@city.tottori.lg.jp

お問い合わせ

○企業登録に関する申請・認定等について
鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課
☎0857-20-3134
E-mail : keizai@city.tottori.lg.jp

